

対馬市商工業活性化推進事業補助金募集要項

本事業は、市内の商工業者が事業の拡張強化のために、新たに設備・機械等を導入することにより、生産性向上を図ることに対し支援を行います。

1 補助対象者（下記のすべてを満たす個人・法人）

- ①市内に店舗・工場等のある中小企業者（1次産業、民泊は対象外）
- ②代表者が対馬市に住民票を有し、事業を1年以上営んでいること。
- ③風営法該当事業者、市税等の滞納者、暴力団関係者でないこと。

2 補助の内容

（1）補助対象事業

- ①店舗の改装事業（30万円以上の一体的整備）

例：キャッシュレスシステムと連携するPOSレジの購入⇒可

店舗の内装設備と厨房機器の購入⇒不可（一体的ではない）

- ②生産性向上設備の導入事業（1台当たり30万円以上の機械設備等）

例：エネルギー効率の高い建設機械・工作機械等⇒可

効率が数値化できない自動車整備機器等⇒不可（数値化できるものは可）

（2）補助金の額

補助率：1／2以内 補助限度額：20万円

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

※同一の設備に対するその他の補助金がある場合は対象外。

（3）補助対象設備

補助対象となる設備は以下のとおりです。

- ・地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、市の償却資産台帳に登録される有形固定資産（機械装置、器具備品等）
- ・生産性向上を図るシステム（ソフトウェア）などの無形固定資産

また補助金の対象とならない物件は、概ね以下のとおりです。

- ・車両運搬具、汎用性のあるパソコン、消耗品、太陽光発電設備、事務所兼自宅における共有部分など

3 受付期間

令和4年5月27日（金）から令和5年2月28日（火）17時まで《必着》
（※申請総額が事業予算総額に達した場合、受付を終了させていただきます。）

4 申請書類及び提出先

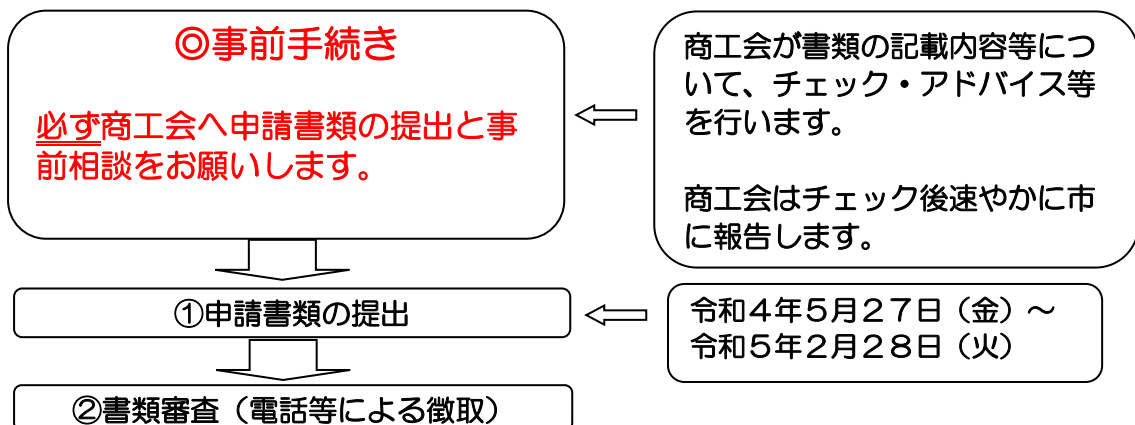
- ①交付申請書（様式第1号）
- ②設備投資計画概要書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④設備、工事等の見積書（コピー）
- ⑤設備投資を行う業を営んでいることが確認できる書類（定款、許可証等）
- ⑥直近期の申告書第一表の写し（コピー）
- ⑦代表者の住民票の写し
- ⑧市税等納付状況確認同意書（様式第4号）
- ⑨導入する設備の概要が確認できるカタログ等
- ⑩現況写真
- ⑪その他市長が必要と認める書類

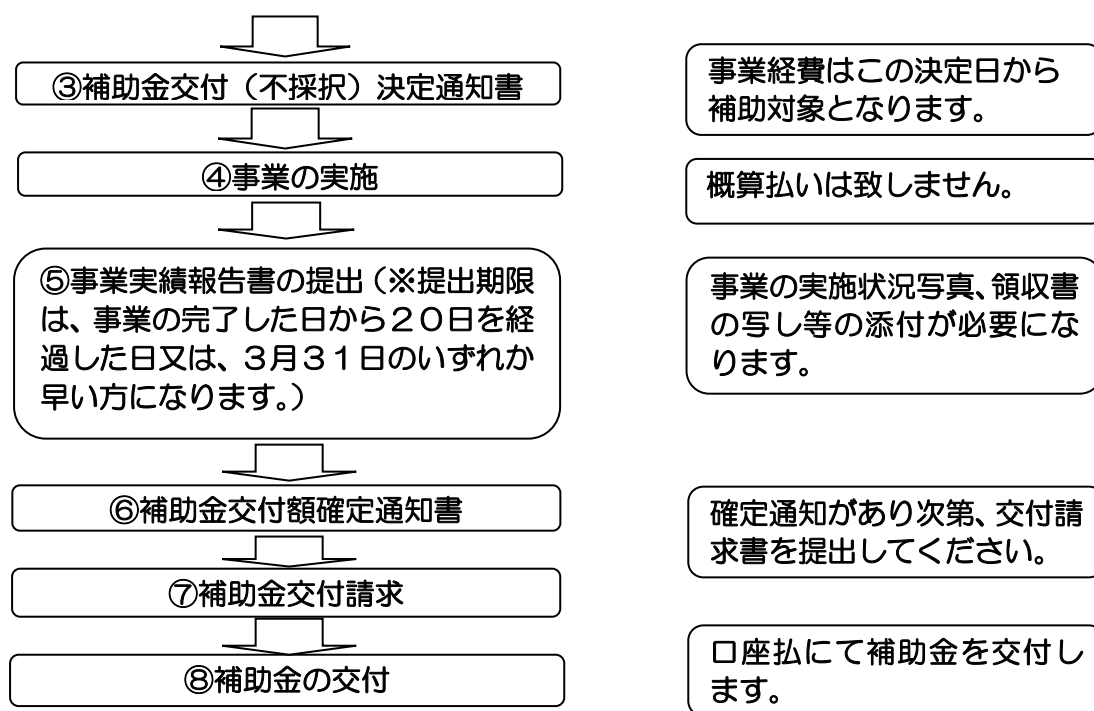
①～⑪の書類を対馬市商工会まで持参し、事前に相談をお願いいたします。
（提出いただいた書類は、返却できませんので、ご注意ください。）

5 審査方法

提出いただいた申請書を「対馬市商工業活性化推進補助金交付要綱」に基づき審査し、採択を決定します。

6 事務手続きの流れ





7 その他留意事項

◆申請された事業は、決定通知書の交付を受ける前に、事業に着手することは出来ません。

なお、採択を受けた事業は、単年度限りの補助になります。

◆事業の完了期日は令和5年3月31日までです。完了期日を超えた事業については、補助対象となりません。

◆本補助金では消耗品は対象となりません。また償却資産の申告は適切におこなってください。補助金を利用しても、償却資産の申告額は補助金利用前の当初の物件価額です。

◆補助金の申請、交付に関する書類及び実績報告に関する書類は、すべて提出していただきます。（申請書や実績報告書のほか、事業計画書、写真、領収書の写しなど必要な書類すべて）
また、法令等で公開できないものを除いては、原則公開するものとします。

◆事業内容、申請額等については、十分精査のうえ、事業の実施が確定できるものについて申請ください。また補助金交付決定後に事業計画、収支予算書等の内容等を変更しようとするときは、事業を実施する前に変更の申請を行う必要がありますのでご注意ください。

◆虚偽の申請があった場合等には、補助金交付を取り消すことがあります。

◆補助金は、事業について完了・精算し、市に必要な書類を添えて報告した後、全額を交付します。概算払いは致しません。

◆補助事業に関する帳簿及び証拠書類を備え、これらを事業終了の翌年度から5年間必ず保管してください。

◆補助金の目的のために追跡調査を致します。市、商工会より決算書など必要な書類を求めた場合には提出願います。

対馬市 観光交流商工部 観光商工課 (担当:糸瀬・森山)
〒817-8510
対馬市厳原町国分 1441 番地
TEL : 0920 - 53 - 6111
FAX : 0920 - 52 - 1214

事前チェックのための連絡先

対馬市商工会

1. 厳原本所 (TEL : 0920-52-0452)
2. 美津島支所 (TEL : 0920-54-2268)
3. 中部支所 (TEL : 0920-58-1139)
4. 北部支所 (TEL : 0920-86-2323)